

令和 7 年度 第 2 回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和 7 年 8 月 29 日（月）午後 2 時 30 分から午後 4 時 20 分まで
場 所	静岡県庁 別館 7 階第二会議室 B
出席者 職・氏名	委員（敬称略）（7 名） 蔵治光一郎、田中博通、絹村敏美、谷幸則、藤川格司、山川陽祐、山本早苗 事務局（県側出席者）（4 名） くらし・環境部環境局水資源課 望月課長、密岡班長、小長井主査、亀澤主任
議 題	(1) 太田川圏域流域水循環計画の策定について ・ 太田川圏域の現状及び課題 (2) 富士川圏域流域水循環計画の策定準備について
配付資料	・ 令和 7 年度第 2 回環境審議会水循環保全部会 次第 ・ 出席者名簿 ・ 座席表 ・ 太田川圏域流域水循環計画の策定 【資料 1】 ・ 富士川圏域流域水循環計画の策定準備 【資料 2】

事務局 ただいまから、令和 7 年度第 2 回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催します。本日の司会を務めます、水資源課班長の密岡です。宜しくお願いします。

本日の部会は、委員 9 名中 7 名の方の御出席を頂いていますので、静岡県環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、部会が成立していることを御報告します。

議事に移る前に、水資源課の望月課長より、本日の御挨拶を申し上げます。

望月課長 皆様、こんにちは。事務局を務めます、水資源課長の望月です。本日は御多忙のところ、また暑さも厳しい折、環境審議会水循環保全部会に御参加頂き、誠にありがとうございます。

前回は 5 月 14 日に WEB 会議を通じまして、水源保全地域の指定区域変更について御審議頂き、当初の予定どおり、6 月 2 日より新たな区域で遅滞なく条例に基づく業務を運用することができました。改めて御礼申し上げます。

この夏は猛暑が続いており、静岡市では観測史上国内2位タイの41.4度を観測するなど、異常な暑さが継続しております。また北陸や東北地方などでは、深刻な渇水状況から一転して豪雨というような、極端な気象現象が顕著になっております。

水資源課では、県内の水道事業の統括や、地下水取水基準の運用、河川の表流水の利水調整等を所掌しています。このような気候変動により、今後、県民の暮らしに欠くことのできない水の確保手法について、大きな変更を余儀なくされるのではないかと、強い懸念を抱いているところです。

本日の部会では、昨年度策定した浜名湖圏域に引き続き、県が策定する水循環計画の2例目となります。太田川圏域流域水循環計画の策定について、御審議頂くこととしています。今後実施する各圏域の計画策定に当たっては、このような気候変動を強く意識して取り組む必要があるのではないかと考えております。

委員の皆様方におきましては、この計画がより良いものとなるよう、それぞれの専門的見地から御教授賜りますようお願い申し上げます。本日の審議、何卒宜しく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。ここからの議事進行については、蔵治部会長にお願いいたします。

蔵治部会長 ありがとうございます。お手元の次第、3の議事にあります「太田川圏域流域水循環計画の策定について」を始めます。御協力宜しく申し上げます。

先ほどありましたように、令和7年6月4日付で、知事から環境審議会会長に計画策定について諮問がありました。本件について、環境審議会から当部会に、審議を付託されております。

まず事務局から説明を頂いた後、皆さんから意見を頂くという流れですが、本日は時間が十分に用意されていて、質疑応答の時間は60分あります。委員の皆さんには、ぜひこの機会に様々な御意見を頂ければと思っています。

それでは、説明を宜しく申し上げます。

事務局 太田川圏域の現状と課題について説明します。資料1の太田川圏域流域水循環計画の策定を御覧ください。

太田川圏域流域水循環計画の策定について、まず1の要旨です。流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画および静岡県水循環保全条例第15条第1項に基づき、流域水循環計画を策定していきます。令和6年1月31日付で環境審議会から答申頂きました、計画の策定に当たっての基本的な考え方に沿い、昨年度、浜名湖圏域の流域水循環計画を策定したところですが、引き続き今年度は太田川圏域において計画

策定を進めます。

先ほど部会長からも御説明ありましたとおり、令和7年6月4日付けで、知事から環境審議会会長に諮問がありました。その資料については、付属資料1および付属資料2に、諮問書および会議資料、会議録等を添付しています。

次に2の計画の策定目的です。前回の浜名湖圏域とほぼ同じようなことですが、太田川圏域では、国、県、市町および関係団体等が、水循環に関する様々な課題に対して計画を策定し、施策を実施しています。本計画の策定に当たっては、各々の主体が、圏域の理念や将来目指すべき健全な水循環の姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること、さらに、既存施策において未対応の課題が見出された場合には、それを新たな取り組みにつなげることに留意します。また昨年度8月に変更された水循環基本計画で新たに示された、流域総合水管理の考え方にも留意し、進めていきます。

3の計画策定の方針です。計画の構成については、令和5年度の答申に基づいて、以下の構成とします。

次に策定体制ですが、国、県、市町の各関係部局で構成する太田川圏域流域水循環協議会を本年度5月1日に設立しまして、こちらで計画案の検討や協議を実施していきます。当部会からの助言等も反映しながら、協議会で検討を進めていきます。また関係団体や事業者、住民に対しては、アンケートやパブリックコメント等の方法により意見を聴き、適宜計画に反映していきます。なお、このアンケートは7月に実施済みで、結果については後ほど併せて御説明します。

それでは、本日の主題となります、4の太田川圏域の現状と課題です。太田川圏域は、太田川水系、弁財天川水系および前川水系の流域一帯とし、圏域面積は549平方キロメートルとなります。関係市町は、磐田市、掛川市、袋井市および森町の4市町になります。なお6月の環境審議会の資料では、この面積を532平方キロメートルとうたっていましたが、前川水系の流域面積が未計上となっていましたので、今回修正しています。

本圏域の南部は磐南平野といわれ、縄文時代には海の底にありましたが、地震による隆起を繰り返すことで徐々に陸地が広がり、現在の地形が形成されました。しかし、海拔が低い平坦な土地が多く、太田川水系の河川は過去から度々災害を繰り返し、沿川住民の生活を脅かしてきました。他方で、太田川や原野谷川の水量は、耕地面積に対して非常に少なく、水不足にも悩まされてきました。

一方で、太田川水系の流域は、アユやヤマセミに代表される清らかな流れを有し、多様な動植物の良好な生息と生育、繁殖の場となっているほか、自然性に優れた河川景観を有しています。

こうした環境や景観は、人々のふるさとの原風景として親しまれてきました。こうした圏域の特徴などの状況を踏まえ、現況と課題を整理していきます。

(1)、太田川圏域の水循環の特徴です。太田川圏域の河川は、圏域内の生活・産業基盤を支える、様々な目的の水源として、かけがえのない川となっています。しかし、圏域内の河川や地下水などの水源だけでは賄えずに、隣接する天竜川圏域や大井川・菊川圏域にも水源を依存しています。

図3に太田川の水循環の模式図を示しています。この圏域の水循環の特徴は、他圏域から河川流入のない圏域としては、地表水の流入量が最も大きいということです。この解析の方法は付属資料9-1、解析結果については付属資料9-2に示していますが、圏域ごとの単位面積当たりの水収支計算の結果を比較すると、地表水の流入量が、富士川、天竜川に次いで大きくなっています。

富士川や天竜川は、当然圏域外から河川が流入していますので、その結果を示していますが、それ以外としては、圏域外から流入する河川が太田川圏域ではなく、また地形的にも地表水が圏域外から流入する余地はほとんどないので、この圏域外の流入というのは、天竜川、大井川水系からの地表水の流入分がほとんどを占めるのではないかと思います。圏域内の水量が減少すれば、他圏域への依存度がさらに大きくなることから、逆に言えば、自己水源である太田川ダムそれから地下水の役割は非常に大きいと言えます。

次に(2)関係団体のアンケートを踏まえての課題把握についてです。7月11日付で関係団体にアンケートを実施し、太田川圏域における活動状況、圏域の課題、計画に掲げる理念や将来目指すべき健全な水循環の姿について調査しました。

アンケート結果は付属資料4にまとめています。付属資料4を並行して見ながら御確認ください。調査内容としては、前述のとおりです。調査対象は太田川圏域において活動している団体で、おおむね110の団体にアンケート調査をしました。

属性等はスライド3・4に示すとおりです。スライド5に、関係団体が課題に感じている内容をまとめています。⑥の「水害等の発生による被害の最小化」が最も多い結果となっていますが、これは団体の分類によらずこの回答が最も多く、圏域の治水への関心の高さがうかがえます。次に多かったのが⑫、⑬ですが、これは河川愛護団体や農地の多面的機能交付金の活動団体が、今回アンケートを取った中で母数が多かったことから、このような結果になったのではないかと分析しています。

それ以外で⑤の水道管路の老朽化、地震時等での断水への対応や、あとは特徴的なのは①から③、それから⑧から⑩です。この辺りは、団体の分類によらず、皆さんが均等にこの項目を課題として挙げていたところで、治水だけでな

く、水質・水量の課題、確保についても関心が高いことを示していると思われます。

次にスライド6と7、圏域の計画の理念、目指すべき健全な水循環の姿の部分です。スライド6の計画の理念については「人の生活と豊かな自然が共存する流域を守る」が多く選択されました。また太田川圏域が目指すべき健全な水循環の姿としては「森林や農地等の多面的機能を地域が認識し、森林や農地を維持・保全している」が多く選択されています。これは治水や水源の保全、森林や農地の多面的機能を保全することに関して、関心が大きい表れではないかと思われます。

スライド6と7で示した、圏域の理念、将来目指すべき姿については、協議会にて協議した後、次回改めて「こうしたい」というところをお示ししたいと思いますが、アンケート結果および本日の審議結果も踏まえ、これからの流域水循環協議会で協議していきたいと考えています。

資料1に戻りまして、(3) 各分類における現状・課題の整理についてです。なお付属資料3に計画書の原案も併せて見ていきます。24ページ以降に各分野の現状と課題について詳細に記載していますので、こちらも適宜参照していきます。

まず①の水質に関する現状と課題です。資料1にお戻りください。河川および海域の公共用水域の環境基準点における水質は、おおむね良好であり、この水準を維持していく必要があります。近年、環境基準点においては、BODとCOD共におおむね満足しています。引き続き水質を適切に管理して、水質の維持、改善を図っていく必要があります。

一方でイの地下水について、塩水化が解消されていない地点があり、状況監視を継続する必要があります。令和5年度において、観測地点29か所のうち5か所で塩水化が観測されています。平成12年以降でわずか1か所のみ塩水化が解消されていますが、その他の地点では解消されていない状況が続いています。減少傾向にあるところが比較的多いため、引き続き状況を監視して、今後の減少度合いを見ていく必要があると考えています。

次にウです。大規模な降雨後に、太田川ダムや斜面崩壊などを原因として濁水が発生し、河川環境の改善に向けた対策が必要となっています。大規模な降雨に見舞われた際に、太田川ダム上流で発生する濁水が貯水池に流れ込み、洪水が終わった後も、数か月にわたり貯水池から濁った水が放流される現象が発生しています。

これについては、平成27年度より太田川ダムの濁水対策検討会において対策の検討が行われてきました。しかし昨今、各地で記録的な豪雨が発生していて、太田川ダムにおいても大規模な出水による濁水の発生が長期化する懸念も

あることから、引き続き原因を究明するとともに、最適な施設運用や必要な設備の追加等の対策を実施していく必要があります。

また浜名湖と同様ですが、天竜川から取水している農業用水や上水において出水後に泥が流入し、取水者が農業水利施設に、それから浄水場の管理に苦慮しています。被害状況の把握が十分でないため、引き続き現状把握を進め、増加している場合は原因を特定していく必要があります。

次の②の水量についてです。冒頭でも御説明したとおり、本圏域の用水は、天竜川水系や大井川水系からも供給されています。このため、他圏域も含めた取水制限時の適正な水利調整が必要となります。天竜川から導水している各用水では、度々取水制限が発生しています。表3に示す通り、過去10年間で、重複を除いても、約716日間で何らかの取水制限が発生しているといった状況になります。

また表4に示す通り、今後の気候変動に伴い、降水量の波が激しくなることが想定されます。表4の2035年の予測値では、年間降水量が2034年で2949ミリに対して2035年は1099ミリになっています。年ごと、あるいは月ごと等の極端化が進んでいるといわれます。こうした現象が予想されることもあり、今後はこのような状況において渇水日数のさらなる増加も予測されますので、天竜川水利調整協議会および大井川水利調整協議会において、利水者と河川管理者の間に適切に調整を実施していく必要があります。

また特に住民との生活に関わる水道について、渇水時、あるいは広域水道で事故等により取水に何らかの障害が発生した際、バックアップ体制それから応急給水体制の整備が必要となります。圏域内においても、掛川市、袋井市、森町などでは、特に浄水受水（資料では上水受水と誤記）の割合が大きいため、これらの水源からの安全かつ安定的な供給や、水源の分散化、施設間の連携等のバックアップが課題となっています。

次に③の災害・治水についてです。日雨量100mm以上の降雨について、最近10年間の平均年間発生回数は、磐田、掛川、森町の三倉の各地点において増加傾向にあります。太田川水系の流域では中流部から下流部、弁財天川水系や前川水系の各流域については低平地となっており、浸水被害が増加傾向にあります。

太田川水系流域治水プロジェクトとして、流域の治水対策の全体像を取りまとめ、さらにこれらの実現に向けて具体的な対策を示した「水災害対策プラン」の策定が進められてきました。また掛川市、袋井市および磐田市では、これらに基づき、市が実施すべき内容を取りまとめた独自の計画を策定しています。これらに基づき、流域に関わるあらゆる関係者が連携して、水災害への対策を行う必要があります。

次にイです。圏域内では土砂災害が多く発生し、土砂災害対策が進められていますが、さらなる整備率向上が必要になってくると考えられます。

次にウです。沿岸部では遠州灘海岸の侵食が発生していて、サンドバイパスシステム等による侵食対策が必要となっています。太田川から流れてくる土砂が、福田漁港のところで詰まってしまい、航路が土砂で埋塞し、漁船の航行に支障を来しています。

一方で東側の浅羽海岸では、土砂が流れないことから海岸侵食が進行してましたが、これを解消するため、ジェットポンプ式サンドバイパスシステム工法を取り入れて対策を実施しています。なお対策実施に当たって、浅羽海岸にも生息するアカウミガメなどの海生生物の状況調査を実施し、周辺環境への影響について把握に努めていく必要があります。

次にエです。水道管路については、老朽化や地震時等の被災による長期断水が懸念され、水道管路の更新、耐震化、代替水源確保が必要です。災害時の応急給水体制の確立のため、まずは耐震化になると思いますが、その他、水源の多系統化や複数化も検討していく必要があります。

④の自然環境についてです。森林の適切な管理・整備、多様性のある豊かな森林の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持・増進を図ることが必要です。太田川圏域の約46パーセントを森林が占めています。各市町の森林整備計画や森林経営計画、それから国有林の地域管理経営計画書等では、磐田市、掛川市および袋井市の北部、森町の全域において、水源涵養機能を高める森林の整備を進めることとしています。

先ほど冒頭でも申しましたとおり、太田川圏域は他水源の取水制限等の影響を受けるため、自己水源である太田川水系の河川の流量を安定させることが非常に重要であるほか、山地災害防止機能の発揮も重視する必要があることから、多様性のある豊かな森林の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持・増進を図ることが必要となります。

また太田川水系の各河川は清らかな流れを有し、アユ、ヤマセミに代表される、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖の場となっています。そのため、人々のふるさとの原風景として親しまれてきました。特にこのような環境を残すことが必要になってくるため、河川整備等において生息環境の保全に留意する必要があります。

都市近郊にありながら貴重な自然が残されており、桶ヶ谷沼はベッコウトンボの生息地として有名です。沿岸部ではアカウミガメの産卵場となっている遠州灘等があり、これらの生物環境に配慮した森林の適切な管理や海岸整備、海岸侵食対策における産卵地への配慮等が必要となります。

⑤の暮らしについてです。この地域は、多面的機能支払交付金活動の取り組

み面積が非常に大きく、活動が広がっており、農業・農村の多面的機能を発揮する取り組みへの持続的な支援が必要となります。農業者の高齢化・減少等により、農村集落機能が低下し、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難になってきているほか、農村の自然環境や美しい景観といった、農業の有する多面的機能を維持・発揮していく必要があることから、国の多面的機能支払交付金を活用し、支援を行ってきました。太田川圏域においては、令和7年度時点で、取り組み面積が水田を中心に4,239ヘクタールとなっていて、他圏域と比較しても大きく、活動が盛んに行われています。このため持続的な支援が必要となっています。

またリバーフレンドシップ協定締結数についても、太田川圏域は大変多く、河川の愛護・美化活動が盛んであるため、川づくりの活動においても連携・協働が必要となります。また太田川流域では河川の高水敷を利用した公園等が沢山あります。例を挙げますと、太田川のはまぼう公園や原野谷川の原野谷川親水公園では、地域のボランティアが積極的に管理に参加しています。また沿川の住民による堤防の草刈り、河川の清掃活動等も積極的に行われ、住民等による河川愛護、美化活動が大変活発な地域です。

今後も引続き、地域住民等と自治体が連携・協働していくことが必要です。

最後ですが、雨水・再生水利用施設数が他の圏域と比べて少なく、支援策を検討していく必要が出てきます。雨水・再生水利用実態調査に基づく圏域内の雨水貯留施設数が4カ所と、少ない状況にあります。磐田市、掛川市、袋井市については、雨水貯留施設に対する補助金制度を設けていて、年に数件の申請がある状況ですが、能登半島地震の教訓から、雨水と再生水利用のニーズが高まっていることもあり、支援策のさらなる周知などが必要ではないかと考えられます。なお、資料では「磐田市、掛川市では」となっていますが、袋井市も補助金制度がありましたので、訂正させていただきます。

最後に（4）の取り組み状況および今後の方向性についてです。ここまで挙げた課題に対する現状の取り組み状況と今後の方向性を、表4に示しました。基本的に行政で対応がなされている課題が多いものの、対応を継続し、今後各計画に沿って着実に推進していく必要があります。

付属資料を御覧頂きたいと思います。付属資料3の82ページ、図3.29課題図として、課題間の関係を示した図があります。因果関係があるもの、相反関係があるもの、相乗効果の関係があるもの等を示しています。

まだこれは案の段階ではありますが、例えば一番上のほうにあります森林の公益的機能の維持・増進は、水質、水量、災害・治水の各課題等と相乗効果が得られるものということで、緑の二重線で示しています。また一方、左下で、水道管路の更新、耐震化、代替水源確保と、地下水塩水化の状況監視とありま

すが、代替水源を例えば地下水に求めた場合には、地下水障害等の監視が必要となるため、ここは相反関係として示しています。今後は、今回の審議を経て、このような図で整理を進めていきたいと考えています。

資料に戻り、(5) の計画策定のスケジュールです。本日の現状・課題の審議結果を流域水循環協議会でフィードバックし、次の 10 月ごろに協議会で協議をしたいと思っています。また同時に、圏域の理念・目標、施策・使用の検討に入っていきます。10 月下旬ないし 11 月上旬頃、再びこの部会において審議を頂き、パブリックコメント等の過程を経て計画案を策定し、12 月までに取りまとめた上で、本年度中に計画の決定という流れで進めたいと考えています。以上で太田川圏域の現状と課題についての説明を終わります。

蔵治部会長 御説明ありがとうございます。

それでは、ただ今より審議に移りたいと思います。

なかなか口火を切るのも難しいと思いますので、私からの資料について御紹介できればと思います。「流域総合水管理の在り方について、答申概要」という資料で、私が今日の審議の参考になるかと思って追加させていただいたものです。

この資料は、流域総合水管理という、昨年度 8 月に変更された水循環基本計画で新たに示された考え方についてです。水循環基本法に基づく水循環基本計画の一部改訂の時に示されていますが、その後、実は国土交通大臣から国土審議会等に諮問がなされて、流域総合水管理の在り方について、国土審議会の部会で検討してくださいということで、今年の 6 月に答申が出ました。

水循環基本計画が昨年 8 月ですから、その後、約 1 年かけて国の審議会で審議された結果として出てきた答申になります。水循環基本計画に載っている情報から、さらに踏み込んだ情報が書かれていると御理解いただければと思います。

この答申は一番上の白丸が付いているところが基本で、流域総合水管理とは何かということです。この静岡県の審議会の部会で、昨年度は浜名湖圏域をやってきたわけですが、浜名湖圏域の計画を作る中で、県庁などの様々な部局で水循環について取り扱っているので、それを整理して見える化することは一定の成果があったかと思います。しかし、それが横並びで並べられている段階にとどまっていることも事実です。それに対して、この場で、このようなやり方であれば、結局やっていることが今までと何も変わらず、実際には治水と利水といっても、どちらかを取ればどちらかを失われるというような関係にあるので、そこでどうするのか何ら解決を示していないという意見が、先生方からも出ていたと思います。

そのようなことに対して、国レベルでの答申においては、少し踏み込んだ表

現がされています。流域治水、水利用、流域環境という河川法から出てきている3区分について、全て最大化・最小化はしたいけれども、その中では、当然、相乗効果という場合もあるし、利益相反という場合もあります。特に利益相反という言葉、これはトレードオフだと思いますけれども、それが特に非常に重要であることを明示的に示されたのではないかと思います。

先ほど説明がありました、今年6月4日の環境審議会本会の議事録を拝見しても、事務局から相乗効果と利益相反という言葉もきちんと説明されていることを、先ほど確認しました。昨年度はそこを十分に議論できなかったと思います。今年度からは、様々な部局のそれぞれの個別計画を並行・羅列した上で、その中でどのような項目が利益相反になっていて、どのような項目が相乗効果になっているか、ぜひここで議論し、その調整や発現は具体的にどのような項目において必要なのかも、ある程度、今回の計画策定の中には明示的に盛り込むことができれば良いと思ったところです。

そのため、相乗効果や利益相反というようなことは、今回の新しいキーワードとして、ぜひ皆さんにこの場で御意見を頂きたいと思います。今の説明で既にきちんと絵が出ていて「ここが利益相反で、ここが相乗効果だ」という矢印も示されていましたが、本当にそうであるかも含めて、ぜひ御議論頂きたいと思った次第です。私から資料まで配ってもらったので、説明させて頂きました。

それでは、委員の皆様から、ぜひ御意見を頂ければと思います。

絹村委員 まず確認ですが、今御説明いただいた、(3)②の降雨量予測の中で、年間降水量の予測があります。現在は1843.2ミリで、2035年の予測が1,099ミリという数字です。それで2034年が2,949ミリという、この数字について、もう一度教えてください。

事務局 御質問をありがとうございます。数字については、昨年度、当方で水循環の解析業務を実施した結果に基づいて、このような結果が出ています。

蔵治部会長 要するに、年によってもものすごく差が大きくなるということが言いたいのでしょうか。

事務局 そうです。今は手元にピンポイントの資料がないですが、今後は年ごとにかなり降水量が少ない年と多い年が交互に来るような予想が、今後の気候変動予測の中で出ています。ここでは一番極端なところを取ってはいますが、2034年が非常に多くて、2035年は少なく、また2036年になると平年値以上の大きい雨量が降るといった予測が実は出ています。そのように年によって降る年と降らない年がかなり極端になるという形になっています。

絹村委員 そうすると、この無降雨日数の予測ですが、無降雨日数も変動が大きいことになりますか。

事務局 そうです。無降雨日数も変動が出てきます。ただ無降雨日数については、

変動はありますが、年で解析していきまると、徐々に増加しているような傾向にあります。

絹村委員 そうすると、無降雨日数があまり変わらずに、降水量が3倍くらいに変化するということは、時間雨量などの短時間の雨量が著しく大きいときが出るという解釈ですか。

事務局 そうです。そういった傾向が出るといったことが示されています。

絹村委員 分かりました。そうすると、これで河川の計画の断面がだいぶ変わってくるということでしょうか。

事務局 今後はそういったことも考えていかなければならないと思います。

絹村委員 そのような意味ですか。ありがとうございます。他にも幾つか質問してもよろしいですか。

事務局 はい。

絹村委員 さらっとしか読んでいなくて申し訳ないですが、付属資料3の34ページです。水利用の現状というところで、1) から行きますと、太田川水系とあり、2行目で「農業用水として約2,570ヘクタールに及ぶ耕地のかんがい利用されており、このうち約645ヘクタール、2.0立方メートル毎秒が許可水利となっている」となっています。これは太田川水系全体ですか。

事務局 そうです。太田川水系です。圏域ではなくて、あくまでも太田川水系です。

絹村委員 太田川水系全域というのは、太田川から取水している水ではなく、太田川水系の流域内ではないですか。

事務局 そのとおりです。

絹村委員 645ヘクタール、2.01立方メートル毎秒というのは、太田川水系の流域内に天竜川から来ている水なども足し込んでいるということですか。

事務局 これは太田川水系の河川から取水しているということです。

絹村委員 太田川水系から取水しているという表現になるわけでしょうか。

事務局 そうです。表現が誤解を生むものですので、修正します。

絹村委員 2,570haのうち、ほとんどが許可水利だと思ったので、わかりました。

それから39ページの取水制限の関係ですが、太田川ダム取水制限はどのような範囲で影響を及ぼしているかを知りたいです。太田川から取っている農業用水がありますが、そこに取水制限がかかっていますか。

事務局 農業用水については確認していないため、後日確認させて頂きたいです。水道は広域水道に引いているので、かかってきます。

絹村委員 取水制限をしたという情報を持っていなかったため、どのようなことかと思いました。天竜川と大井川が取水制限というのは、節水をするために

よく分かりますが、太田川だけがどのような影響を及ぼしているのかが分かりませんでした。

事務局 ダムの貯水量に基づいて取水制限が決められているので、太田川ダムから取水している部分の取水制限になると思います。また少し確認をします。

絹村委員 質問は以上です。意見はまた後で言わせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

蔵治部会長 他に質問、意見はありますか。

田中委員 先ほど絹村委員の質問にもあった、直近 10 年間の取水制限日数の下にある表 4 についてです。この 2034 年の 2,949 ミリというのは、一般に国で河川利用計画などを流域委員会が決定する時に使っているのが、2040 年近くでは本州で現在の 1.1 倍、北海道で 1.15 倍ですが、それから比べるととんでもなく大きな値です。この値では、県がやっている 2 級河川、国がやっている 1 級河川、天竜川、大井川と、今は盛んに基本計画を作り流域整備計画を作っているわけですが、その値と全くずれています。どうしてこのような値になったのでしょうか。

事務局 はい。この数字は、表 4 の一番上に書いてある、RCP8.5 シナリオでの試算ということで書いています。

これは IPCC の気候変動の最も深刻になった場合、言ってしまうと、温暖化に対して 2 度上昇や 4 度上昇とありますが、一番極端な例の 4 度上昇で、何も対策がなされなかった場合にどうなるかで試算したものになります。少し極端なところを取ってはいますが、それに基づくと、あくまでもシミュレーションの結果にはなりますが、2034 年に浜松の辺りで 2,949 ミリになります。

田中委員 一般的に、最大となるような 4 度といった値は、実際に使いません。

事務局 河川の計画をする時には、この数字は使わないかと思いますが、最悪なシナリオでこうなるといったところを示したものになります。

田中委員 そのため、驚くような値になっているということでしょうか。

事務局 はい。2 度上昇等の条件で解析した結果等を 9 - 2 に付けていたつもりでしたが、少し抜けてしまっていた部分がありましたので、またお送りしたいと思います。

田中委員 できれば、今、全国でやっているような、1.1 倍くらいの値でやってみらうと良いでしょう。

事務局 あまり極端な数字を示し過ぎると、もしかするといろいろなところに影響が出るかもしれませんので、この辺りのシナリオの示し方を工夫してみます。

蔵治部会長 ありがとうございます。表 4 については他にもいろいろと不適切な点があり、いろいろな御意見があらうかと思いますが、見直すことを検討

して頂きたいと私も思います。

他にありますでしょうか。

藤川委員 まず簡単な提案です。資料1の災害・治水に関する現状と課題という中に「遠州灘海岸の侵食が発生しており」とあります。これは福田漁港の航空写真を入れてくれると一発で分かります。82ページの図面で少し見えますが、この図面でははっきりと見えません。航空写真を入れると一発で、駄目なところに漁港を造ったなというのが分かると思います。

それからもう一点は、資料1で小さくなっている図3です。ここもダブルにカウントしているものがたくさんあり、少しややこしいので、整理したほうが良いのではないかと思います。

資料1の図3に、正味地表水の流出量が4.93ミリと書いてありますが、それと湧水量は2.30ミリというのは、少しおかしいのではないのでしょうか。湧水量も全て正味地表水の流出量の中に入っているのではないかと思います。そのため、これが何を表したいのかがよく分かりません。全体的に行くと、外側でこの流域の水収支として、地表水の流入、地表水の流出があり、その差が正味地表水の流出量とって決まっているというのは、分かっている話です。それをわざわざ書いて、さらに湧水量と書いてあるので、何を表しているかがよく分かりません。これはこの流域の基本のため、どのような配分になっているのかが知りたいです。

それから、先ほどは少し理解できませんでしたが、地表水の流入量というのは、天竜川や大井川から入ってくるかんがい水のことを言っていますか。

事務局 そうです。圏域外から入ってくるものです。

藤川委員 圏域外から入ってくるものですか。形としては、太田川圏域はクローズした1つの流域になるわけでしょう。そのため、山の上のほうから入ってくるような図は、少し解せないという感じです。何を言いたいのが分からない図なので、基本的なデータですから、もう少し工夫してもらいたいと思います。

湧水量と正味の地表水の流出量は、できれば色を変えたほうが良いと思います。これは圏内の中の移動でしょうか。

事務局 そうです。

藤川委員 であれば、少し変えたほうが良いと思います。流出というのも、流域から出ていくものではなく、中のものではないかと思います。これも基本的なもので少し工夫してほしいと思います。

事務局 ありがとうございます。まず初めの福田漁港の図については、写真があるのは確認していますが、今回はまだ港湾部局に確認が取れていなかったもので、今回は掲載しませんでした。確認が取れ次第に載せたいと思っています。水循環の図については、事前の部会長への御説明の時も、分かりにくいとい

うお話がありました。多少は直しましたが、今、藤川先生がおっしゃったとおり、修正の余地がありそうなので、もう一步修正をしたいと思います。

特に、流出という値が図に出ていて、正味の地表水流出量を書いてあるのは、確かに違和感がありますので、流入というのが、図3の系内入ってくる地表水流入量と地下水流入量、降水量です。出ていくものが蒸発散量と地表水流出、地下水流出です。

藤川委員 これが系の中で入ってくるのですか。

事務局 そうです。

藤川委員 わかりました。

事務局 それ以外は全て系の中ですので、系の中のものをもうひとつ整理して、別の色で示すなどで工夫したいと思います。

蔵治部会長 図3に関しては事前に指摘をしてはいますが、まだ全く不十分だと私も思っています。ここに出てきている数字も、本当に正しいのかが信じ難いような数字が書いてあります。もしかすると定義が異なっているかもしれないので、数字の計算根拠を全て明らかにしていただいて、その上で図を根本的に作り直さないと、大変まずいと思います。

そのための時間なり設定が必要だと思っていますので、私のほうでできるだけ対応したいと思います。今御指摘いただいたこと以外でも皆様から思うところがあれば、後日でも構わないので、ぜひこの図について御指摘いただければと思います。これについては問題が多いというところで整理したいと思っています。

他にありますでしょうか。

谷委員 (3)①のイで「塩水化が解消されていない地点がある」という言い方をしていますが、データを見ると、2000年からずっとその割合は変わっていません。以前は全ての井戸が完全に淡水が出ていたのかというのが一つです。それで、降水量の変化もしくは地下水の汲み上げ量などに対応して、このような塩水化が始まったのかどうかというデータはありますか。

気候変動やそういった観点でこの塩水化が語られるのかどうかというのが一つ疑問です。

事務局 塩水化については、2000年からのデータを示していますが、恐らく、もう少し前になると、顕著な数字が出ています。しかし、初めから自然状態でそうだったのかについては、今この場ではお答えができないので、後ほどお調べしたいと思います。

一つ全体的な傾向として、この地域は工業化などによって地下水のくみ上げが増えて、中遠地域から周辺地域にかけて、塩水化が発生している傾向があったということが言われています。データで示せるかどうかは、また確認をしま

す。

山川委員 表現に関して、今議論のあったところもありますが、まず図3です。

先ほどの水収支に関して、文章のほうで「地表水の流入量が最も大きい」と書かれていますが、文章のほうでも単位面積当たりがあったほうが良いかと思ったのが一つです。

事務局 ありがとうございます。

山川委員 メイン資料の図3の説明のところでは。

蔵治部会長 単位面積当たりとおっしゃったのは、ここに書いてあるのは全てミリメートル単位ですから水高だと思いますが、この水高単位の数字というのは、全て太田川圏域の面積で割り算をした値ということでしょうか。

事務局 そうです。

蔵治部会長 ここに載っている数字が全て水高単位だということなので、他の圏域と比べるということについては、当然その流入量は、その圏域の面積当たりの流入量に換算した値と比較していると理解しましたが、よろしいでしょうか。

事務局 そうです。

蔵治部会長 日本語の表現が粗雑過ぎて、科学的には少し受け入れられない日本語になっているという御指摘だと受け止めました。

山川委員 図には左上に面積当たりと書いていますが、今回説明だけ伺っていると疑問に思ったので、文章にも記載してほしいと思います。次も良いでしょうか。

蔵治部会長 次をどうぞ。

山川委員 その次は3ページ目のウの四角の囲みの中に「大規模な降雨後に、太田川ダムや斜面崩壊などによる濁水が発生しており」と書いてありますが、その下の説明を読むと「太田川ダム上流で」と書いてあります。

多分この四角で囲んだところの表現が、太田川ダムが濁水の発生源になっているように読み取れてしまう可能性があるので、その四角の囲みの中の表現は、少し修正が必要ではないかと思いました。いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。この表現はもう一度河川部局と相談します。山川先生の御指摘の通り、太田川ダム自体が原因という読み方にも捉えられかねませんので、上流部から流れ込んで来ていることを記載するようにしたいと思います。

一方で、太田川ダム内部での施設には、濁水の移動等もあり、そこについても原因がありますので、もう少し原因が明確になるような書き方を工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

山川委員 分かりました。結構ダムに土砂がたまってきていて、そういったこと

も原因の一つとして考えられるということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

山川委員 承知しました。次です。先ほど蔵治部先生からもあり、皆さんからも話が出ましたが、表4の雨量の書き方です。私も詳しいわけではありませんが、極端な値だけを示すことはまずいと思っており、何か標準偏差を示しつつ、振れ幅が分かるような表記が良いと思っています。

あとは、県のほうの業務で計算された結果を示されているということですが、出典を出すほうが良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、分かりやすいところを取るという意味でそうしたところなのですが、確かに極端な例が出てしまっています。もう少し全体的な結果もお示しした上で議論いただくほうが良いと思いました。出典についても記載をするようにします。ありがとうございます。

山川委員 ありがとうございました。

蔵治部会長 私から補足すると、ダムが濁水を長期間放流することについては、付属資料3の31ページ辺りにかなり詳しく書いてはいますので、その濁水対策検討会というところで盛んに議論されていると理解はしました。

田中委員 濁水の件ですが、僕はちょうど太田川ダムを建設する時に流域委員会をやっており、その時は反対が非常にありました。その中でダムを造ることになったわけですが、その後、こんなに急速に土砂が堆積するのかという程、非常に土砂が堆積するところでした。

結局、土砂が堆積すると、貯水量が減ります。濁水というのは、当然どのような流域においても山間部は崩壊があり、それが濁水になるわけですが、貯水量が少なく、ほとんど上位まで土砂が堆積しています。この場合、上で崩壊した土砂が、貯水量があればその間で沈殿して、濁水になる細かい土砂は、粒子は沈下するので、そのダムの下流に濁水は起きませんが、貯水量が少ないので、長時間もいいところです。ずっとダムの貯水がほとんど濁水だらけになり、それが出るわけです。

この今日話を聞いていると、太田川ダムは、太田川圏域において、いわゆる生活用水、工業用水、農業用水を含め、とても重要な役割を果たしているものですから、その土砂堆積をもう少し数値的にきちんと表して、現状を示して、今後それをどのようにするのかを明記していくことが、この圏域では必要ではないかと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。数値的に示すことは、この計画でどこまで示せるかというところはあると思いますが、また河川部局と相談しながら、できるだけそういった数字も示せるような形で考えたいと思います。ありがとうございます。

す。

蔵治部会長 他にありますか。発言されていない先生からお願いします。

山本委員 御報告ありがとうございました。大変丁寧で分かりやすい説明でした。冒頭のところで、相乗効果、利益相反の話があり、そこにつながるのではないかという話で、特に相乗効果のところで少し感じたことを幾つか述べさせていただきます。

資料1の3枚目で、私自身、今回は災害や暮らしという項目が、自分に一番近く関わってくるかと思いますので、その点に関して幾つか気付いたことを述べさせていただきます。

豪雨、台風等を中心に述べられていましたが、日本全国で見た時に、雨が少なくなり、非常に高温になってきており、世界的にも山火事が非常に多いです。流域という単位で考えたときには、恐らく森林管理が非常に重要になってきますので、水循環となると水に焦点が当たってしまうわけですが、トータルで見た時に、森林管理も含めた形での水循環計画を組み込むことが、一つポイントとして重要になってくるのではないかと思います。

2点目は、災害時の施設活用についてです。恐らくその流域で見た時に、袋井をはじめ、農山村部を考えていくと、今後はますます静岡県は全体的に縮小社会に向かっていくかと思います。そうした時に、廃校や廃施設等、あるいは空き家も含めた遊休施設の活用、再活用というところで対応していくことによって、流域における地域住民を踏まえた、様々な人々のパートナーシップを生かした流域総合水管理の在り方に展開していくことも、できるのではないかと思います。

それは広く地域のまちづくりにも展開していくかと思います。最近では、私が個人的に関わっていて少し感じたのが、特に給食施設を持っていた小学校、今は廃校になっているところが、例えば災害時に、水を引き直すことによって、そこで食事も提供できますし、一つの避難施設にもなります。そうした廃施設は、今後、災害リスクがさらに高まっていく現代社会においては、しかも縮小社会においては、必要な対策ではないかと一つ思いました。

3点目ですが、雨水・再生水利用施設のところです。こちらを見ていると、補助金制度は恐らく個人単位のものかと思いますが、こうした制度を考える時に、個人単位はもちろん重要ですが、災害時の対応を考えると、より面的な対応が必要になってくるかと思います。自治会、コミュニティー単位での対応というところで、共同の雨水貯留施設や、あるいは前回の台風の時に常葉大学でも対応しましたが、学校や工場は公共用水なので使えませんが、飲み水にはできないけれども生活用水の提供という形で、当時はボランティア対応を行っていました。そうしたボランティア的な一時的なものではなく、もう近い

将来に来ると分かっている南海トラフもありますので、学校や工場なども含めた、もう少し面的にこうした雨水・再生水利用の可能な仕組みづくり、施設そのものというよりは、ネットワークを生かして仕組みをつくっていくことで、ハードがなくても十分対応できるものがあるのではないかと思います。

最後に4点目ですが、表4です。これから練られていくところかと思いますが、私自身関わっている暮らしというところで行きますと、どの地域にもこの項目を当てはめて比較すれば分かりやすいという気持ちは分かりますが、暮らしというのは、それぞれの自然環境、まさに風土を反映するものです。そのため、それぞれの地域文化を反映した項目があると良いと思っています。

この地域に関しては、掛川市がありますし、GIAHSの世界農業遺産があります。そして広く袋井も含めて様々な茶文化があるため、水とも関わってきます。こうした茶文化や観光業がかなり大きく展開しています。関係団体のアンケート調査でも、単に農業・林業ではなく、漁業や観光も含めた人の暮らしと自然との共生を、かなり意識されているものも見えました。そのように広く含めていただけると、この流域水循環計画が、より相乗効果を発揮できるのではないかと感じました。感想となりますが、以上です。

事務局 ありがとうございます。4点御意見頂きました。まず森林管理について、④のAに「森林の公益機能の維持・増進を図る」と書いています。今回は水循環ということで、ここには主に水源涵養機能と山地災害のことを書きましたが、この中に森林管理全般に関する話などが入ってくるので、またレクリエーション機能等も入っていたと思いますので、もう一度少し見直していききたいと思います。山火事については、まだ森林部局がどのように動いているかを把握していなかったもので、その辺りもヒアリングをしたいと思います。

2点目の廃校・廃施設の活用で、特に給食施設を持っている施設について、災害時に水を引き直して活用する事例については、国の資料にも事例が載っていたかと思います。各市町でこういった情報も聞いてみて、載せられる情報があるのか、あるいは今後そういった方向で進めていくつもりがあるかを聞いていきたいと思います。

3点目の雨水・再生水利用施設ですが、確かに申し込みの単位までは把握していませんでした。件数レベルでの把握でしたので、またこれも他市町に確認したいとは思いますが、自治会に対する補助も要件としてあったと記憶しています。今後また実際にアンケートも見直しながら、こうした取り組みを確認したいと思います。これについては、アンケートの中でも実はあまり注目をされていない、自治会などでも、あまり問題だと言っている方は多くなかったように思いますので、そういった問題意識の醸成は必要ではないかと思っています。

山本委員 今の最後のところで、日本の方だけではなく、特に静岡の場合は、海

外の方や外国にルーツを持つ子どもたちの存在も、かなり大きいのではないかと思います。そうした多文化、マイノリティーの方々への対応もなされていますか。

事務局 あまりその辺りは聞いたことがありませんが、もしかしたら市町内で対応しているかもしれないので、その辺りも含めて聞きたいと思います。

最後の茶文化については、特に森町や掛川、袋井、全地域ですが、お茶の生産もかなり盛んなところですので、観光との結び付きなどももう少し調べ、記載ができれば良いかと思っています。当然、茶を作るに当たっては用水が必要になります。アンケートをした中では、掛川の人たちはどちらかという大井川から水を引っ張っている関係で「この圏域とは関係がない」というような意識を持たれている方もいることが、何となくアンケートをする中で分かってきました。

一方で、地域としては、この圏域で農業をしていることを意識付けするためにも、そういったところを計画に載せられればとは思っています。

絹村委員 ここにどのように載せられるかは分かりませんが、水量に関する現状と課題について、取水制限の話が出ています。現在の水量に対して、今、農業用水を考えると、先ほど言った無降雨日数が増えている中で、必要水量が増えています。それから、あとは高温化によって作期の変更が出ていたり、今まで前倒しをしていたものが今度は後ろ倒しも出ていたり、水を使う時期が変わったり、暑いために必要な水の量もどうしても増えているという状況になってきています。そのため、現在の状況で取水制限が多いですが、今後さらに増える可能性もあると、入れてもらえると良いと思います。河川の渇水時に水量が増えるというのは相反する関係になり、その辺のところも一つ問題になってくると思いますので、御検討頂きたいと思います。

事務局 ありがとうございます。高温化により、今おっしゃった作期の変更と必要水量が増えているところは、問題としては聞いています。一方で渇水が増えるということで、相反関係になってしまうところはあると思います。また天竜川や大井川についても同様の傾向を示すと思いますので、そういったところを問題意識として、どこまで書けるかもありますが、できる限りその点の記載も検討したいと思います。

蔵治部会長 他にありますでしょうか。

絹村委員 付属資料3に書かれている内容でもよろしいですか。

まずは56ページですが、e)で農業水利施設の整備、農業ため池の耐震・豪雨対策ということで書かれています。これを見ると、浚渫で大池という個別の池のことは出ていますが、流域内はため池がだいぶあると思います。掛川も多いですが袋井など、ため池の利用をもう少し表へ出しても良いのではないかと

思います。

農業調整池をため池ということで書かれているのかもしれませんが、ため池貯留、あとは水田貯留、田んぼダムも一応書いていただいています。これは実際にもう袋井ではやっているの、この辺をもう少し書いてもらえると良いと思います。農業調整池は用水の調整池のことかと思いましたが、そのようなことも含めて、農業サイドでやれることをしっかり入れてもらえればと思います。

また、81 ページの太田川圏域における水循環に行きますと、農地については地下水涵養のところだけが表に出ていて、貯留に関しては「市街地・住宅地においても」ということですが、貯留についても入れても良いのではないかという気がします。御検討いただけたらと思います。

できるだけ流域治水に農地や農業施設もしっかり協力して、利水のほうもいろいろと御支援いただけるという、ウィン・ウインの関係になるのが相反の中では大事だということもあります。その辺もしっかりやれるようなメッセージを出してもらえると良いのではないかと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。水田貯留について、今 56 ページの記載に関する御指摘がありましたが、ため池が非常に多いことでもありますので、その辺のポイントももう少し厚くできればと思います。今この計画書がまだ完成途中のところもありますので、もう少し農地のほうとも相談しながら記載を厚くできればと思います。

蔵治部会長 他にありますか。

田中委員 海岸侵食の対策の問題で、確かにここは漁港内および海岸は侵食している状況です。その中で、先ほどあった付属資料 3 の 56 から 57 ページにかけて書いてありますが、ジェットポンプ式サンドバイパスシステム工法は現在稼働しているのでしょうか。

最初は国産ではなくて、オーストラリアから輸入しましたが、すぐに動かなくなりました。なぜかというと、吸い込む時に土砂の大きいものが詰まって動かなくなったためです。また、これは電力をものすごく使います。ですから、その後、壊れて動いていないことは聞いていました。

実際にここであたっているのは良いけれども、ジェットポンプ式サンドバイパスシステム工法の装置自体が今動いているかどうか、分かりますか。県の方に聞くと、港湾部の担当者に聞くと分かるけれども、もうだいぶ前の話です。造った当初も壊れて動かない、ということで、どうなったかなと思っていました。以上です。

事務局 協議会のほうに港湾部局も入っていて、その場で特に何も言っていなかったのですが、もう一度港湾部局に現在の稼働状況を確認します。

他には、ジェットポンプだけではなくて、通常の土砂の移動というか、重機等による移動と、確かに対策としてはやっていたように思います。

田中委員 サンドバイパスはやっています。

事務局 はい。それ自体はやっていますので、もしこれはやっていなかったら削除する形になると思います。

田中委員 きちんと動いているかどうかです。

事務局 ありがとうございます。

山本委員 水利用の農業のところで一点お伺いしたいのですが、太田川流域でのスマート農業の実施率や効果を、分かる範囲で構いませんので、教えてください。

あともう一点、カーボンニュートラルとの関係で再エネへの取り組みの実態もどうであるか、最近では山間部で特に太陽光発電のパネルが並んでいるところも見ますが、その辺りのことを少しこの流域に関して分かる範囲で教えてください。

事務局 スマート農業の取り組みは、聞かないと分からないので確認はしますが、実証実験等をしていたことはあります。その比率がどうであったかなどは、また確認をします。

再エネの関係ですと小水力です。太田川ダムに関する小水力があったと思いますので、今は記載ができていませんが、関係部局の状況も確認しながら、もし今実装しているようであれば、記載をしていきたいと考えています。

蔵治部会長 それでは、少し私からも申し上げます。付属資料3の先ほど指摘があった81ページに水循環の特徴や課題があり、これが一番重要なところになるだろうと思われます。ですから、この81ページに書いてあることの根拠が、議論になっている、水循環解析に基づく図になります。その図とこの記述を対応させられるような図および数字の根拠を、きちんと示す必要があると思います。

ここでは上流域や中・下流域という言葉が、説明もなしに使われていますが、それはどのような区域なのか、地図上に示すべきです。数値を示す以上は、そうしなければいけないと思います。

また、私は専門が森林ですが、森林については、公益的機能の維持・増進が水循環の健全化に資することは、それほど大きな議論はないと思います。しかし、森林の機能というのは、多面的機能という言葉があり、その多面的機能が実は大きく2つに分かれています。一つが公益的機能、そしてそこに含まれない多面的機能として、木材生産機能があるわけです。

なぜそのようになっているかというと、木材生産を推し進めることは、公益的機能との間にトレードオフを生じるからです。そのため、森林の機能を発揮

させる時に、公益的機能を重視するのか、木材生産という第一次産業の林業を重視するのかが、利益相反になるという構造になっています。

68 ページの林業のページを見ると、これは林業の計画なので仕方がないとは思いますが、やはり林業の計画は木材生産の計画ですから「人工林の多くが資源として成熟しており、積極的な利用が望まれる」と書いてしまっているの、それは公益的機能との間にトレードオフを引き起こすということをきちんと書いていただかないと、水循環計画として整合性は取れません。その利益相反をきちんと書いていただいた上で、水循環の健全化に資する森林の公益的機能の維持、公益的機能の発揮という形をきちんと示してほしいと思います。

そのため、そこは農業の世界も同じだと思いますが、多面的機能という言葉と公益的機能という言葉は意味が違いますので、注意深く取り扱って頂き、そこに相乗効果だけではなく利益相反があることが分かるようにしていただきたいというのが、森林のほうの希望となります。

事務局 ありがとうございます。まず 81 ページの水循環の特徴と課題ですが、ここをもう一步、先ほど水循環解析と対応するようにということで、そちらと併せて見直す形になってくるとと思いますが、もう少しブラッシュアップしていきたいと思います。

多面的機能については、森林は公益的機能と木材生産機能に分かれるまでは把握しましたが、それがトレードオフになっているというところについては、もう一步、踏み込んで書けるところは書いていきたいと思います。

この地域に関して言えば、森林組合さんと木材生産のほうも頑張っていますし、森林認証等々で公益的機能の発揮のほうにも尽力していると聞いています。その辺りをどのようにバランスを取っているのかをもう少し詳しく聞きながら、書き方を注意して書きたいと思います。

蔵治部会長 他にありますでしょうか。

私から全体的なことですけれども、やはり今日の説明の資料 1 を拝読する限り「何かが必要である」「何かが必要である」ということがひたすら書いてあります。「何かが必要である」というのを、それぞれの部局なり縦割りの中で、各計画が主張されていることはよく分かったわけですが、それは先ほど少し出ていた人口減少などの大局的な課題、あるいは地球温暖化に伴う降雨の激甚化などの問題と、完全にトレードオフだと思います。

予算的な限界があり、人口が減少していく中で「あれも必要である」「これも必要である」という計画を進めていこうとしても、予算的な限界もあるし、自然現象がどんどん激しくなっていけば、そのような計画は、やってもやっても追い付かない状態になります。

究極的には、やはり個別の課題を「必要がある」と主張し続ける計画論は、

そろそろ卒業しなければいけません。「これとこれは必要なんだけど、両方バラバラにやるとすごく費用がかかるから、セットでやって相乗効果を目指すことを考えれば、少ない費用と努力で、二重、三重の効果が得られるんですよ」といったことを、もっと積極的にこのようなところで打ち出していくことが、人口減少社会あるいは地球温暖化社会における、根本的なあるべき姿ではないかと思いました。

急にそのような計画論の哲学を変えるのは難しいとは思いますが、やはり水循環計画を作る意味というのは、そこにチャレンジすることではないかと思います。単なる羅列からぜひ一步進んでいただいて、そのようなメッセージを少しでも込められるように作って頂きたいというのが希望になります。

事務局 ありがとうございます。まさに目指すところは、そういったところではないかとは思いますが。この辺りは昨年度に骨格ができてしまったところもありますので、徐々にそういった大局的な問題にも言及しながら書いていけるように、少しずつ変えていければと考えています。

先ほど課題図として、全く未完成ではありますが、付属資料3の82ページに示しました、こういった図表を、もう少し分かりやすくして整理をしていけば、そういったところにつながっていくのではないかと考えていますので、もう少しブラッシュアップしていきたいと考えています。

今の先生の御意見、非常に我々もこの仕事をやりながら、どこまでできるのだろうと、ひたすらチャレンジしながら、いろいろな部局と調整をしています。できるところからではありますが、我々も良い計画を作れるようにチャレンジを続けたいと思いますので、宜しくお願いします。

また各圏域でこれから順次ずっと作っていくわけですが、その後また見直しを5年後にする予定です。そういったことも使いながら、さらにそこでより良いものに変えていくようにしていきたいと思っていますので、またよろしく御指導のほうをお願いします。

蔵治部会長 ありがとうございます。他にありますか。もしないようでしたら、今回の審議についてはひとまず終了として、再度事務局で検討して頂き、流域水循環協議会での調整をお願いしたいと思います。

それでは、以上で本日予定していた議事は全て終了になります。まだ報告事項が残っていますが、報告事項に入る前に、最後に全体を通じて御発言はありますか。よろしいでしょうか。それでは、議事を終了し、進行は事務局にお返しします。

事務局 蔵治部会長、どうもありがとうございました。最後に報告事項として、富士川圏域流域水循環計画の策定準備について、事務局から説明します。

(報告事項省略)

事務局 皆様、宜しいでしょうか。それでは、報告事項については以上とさせて頂きまして、これで本日の次第については全て終了となります。お忙しい中を御出席頂きまして、誠にありがとうございました。

今後の予定ですが、第3回部会を10月中位で開催予定です。次回は理念・目標、施策・指標について御審議を頂く予定です。また通常の対面での開催を予定していますので、ぜひ御出席いただきますようお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回静岡県環境審議会水循環保全部会を終了します。本日はどうもありがとうございました。